

令和6年度（2024年度）第3回北海道こども施策審議会 こども・子育て支援部会 議事録

日 時 令和7年（2025年）1月15日（水）18時～20時

場 所 かでる2・7 7階 710会議室

会 議 一部非公開（北海道情報公開条例第26条のとおり、審議の内容が許可、認可等の審査に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるため）

出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

議 題 1 開会

2 審議・報告事項

（1）（仮称）北海道こども計画の策定について

（2）（仮称）北海道こども基本条例の策定について

（3）保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について

（4）保育所及び認定こども園の設置認可等について

3 その他

4 閉会

議 事

（開会）

○堀井課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから「令和6年度第3回北海道こども施策審議会こども・子育て支援部会」を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部子ども政策企画課長補佐の堀井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。これ以降、恐縮ですが、座って進めさせていただきます。

まず開催に当たっての留意事項でございますが、御発言いただく際にはお名前をおっしゃってから、御発言をお願いいたします。また、御発言されるとき以外はマイクをオフにしていただきますようお願いします。

本日は、井内委員、前田委員、米永委員、高梨委員、高橋委員の5名の委員から、所用により欠席する旨の御連絡をいただいております。現時点で委員総数18名のうち13名の出席をいたしておりますことから、北海道こども施策審議会こども・子育て支援部会設置要綱第5条の規定に基づき、本部会が成立していることを御報告させていただきます。

事務局側の出席者につきましては、お手元にあります事務局等出席者名簿を御確認ください。

ここで配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿、事務局等名簿です。次に審議・報告事項に関する資料として、A4横の「部会資料」のほか、次第の下段に記載の資料をお手元に御用意しております。資料の数が多くなっておりますが、現時点で不足などございませんでしょうか。もし不足などございましたら、随時事務局までお申し付けください。

続きまして本日の会議の審議・報告事項としまして、「（1）（仮称）北海道こども計画の策定について」「（2）（仮称）北海道こども基本条例の策定について」「（3）保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について」「（4）保育所及び認定こども園の設置認可等について」の四点となっております。

本日の終了時間は20時頃を予定しております。

それでは、これ以降の議事進行につきまして、品川部会長にお願いしたいと思います。品川部会長どうぞよろしくお願ひします。

（審議・報告事項）

（1）（仮称）北海道こども計画の策定について

○品川部会長 皆さん、こんばんは。早いもので第3回となりまして、今日は報告などの流れですが、審議事項もありますので、皆さん忌憚なく意見をいただきたいと思います。

早速、審議事項に入る前に本部会の開催について、公開、非公開の決定をしたいと思います。道の規定によりますと、道の附属機関である本部会については、公開が原則となっているとのことです。「審議・報告事項（4）保育所及び認定こども園の設置認可等について」は、認可等の審査に係るものであり、公開することが適當ではないことから、「審議・報告事項（4）」についてのみ、非公開での開催をしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、当部会の開催につきましては、一部非公開と決定します。

「審議・報告事項」の一つ目「（仮称）北海道こども計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○曾我係長 成育支援係長の曾我と申します。昨年に引き続き、本年もどうぞよろしくお願ひします。さて、事務局から具体的な説明に入る前に、本日の全体の流れについて、あらかじめ簡単に説明させていただきます。

こもりんの絵がついた資料を御覧ください。こちらに掲載している1番から7番が、本日の説明事項です。前回に引き続き、今回も説明事項が多く、かつ、時間も限られていますので、ポイントを絞って御説明し、御審議いただきたいと考えております。時間的な目安でいいますと、前半1時間程度は、説明事項1から5まで計画を中心に、後半1時間程度で、説明事項6と7について御審

議いただきたいと思います。この部会は、子ども・子育て支援法に基づく、地方版子ども・子育て会議であるほか、児童福祉法に基づく都道府県児童福祉審議会でもありますので、後半部分では、4月開設の保育所・認定こども園の認可などについて、諮問させていただきます。新たな審議会となり、この部会では、初めてのものとなります。皆さんに御理解いただけるよう、限られた時間のなかではありますが、わかりやすい説明を心掛けて参りたいと思います。

資料2ページ目を御覧ください。こちらは本日の審議事項になります。今年度のこの部会における主要な審議事項は、次期計画の策定になりますので、引き続き、計画策定に向けた御審議を中心にお願いしたいという観点から、このように記載しています。計画につきましては、既に原案たたき台ができておりますし、終盤となっております。これまで皆様方には大変重要な御意見をいただいて参りました。御議論を重ねてきた結果が、今回の原案が議題となっておりますので、引き続き、御意見・御審議について、よろしくお願ひします。

それでは早速、審議事項の1に入りたいと思います。5ページを御覧ください。前回の部会では、昨年10月29日に開催しまして、素案のたたき台について御説明いたしました。そのときに皆様からいただいた御意見の要旨を左側に、そして右側には道の対応状況をまとめております。

また御意見を踏まえて、計画本文を修文したものにつきましては、右側の一番初め、朱書きで該当ページを記載しております。いずれの御意見につきましても、前回の部会終了後速やかに対応状況を検討しまして、修文が必要と判断したものにつきましては、素案の段階で反映して、昨年11月下旬に実施したパブリックコメントにかけております。

御意見を踏まえた反映状況につきましては、対応状況として一体的に説明した方がわかりやすいことから、説明事項に関する部分ですが、この説明事項1の中でその一部を併せて御説明したいと思っております。最初に、幼児期の教育・保育や子育て支援を担当している私から御説明させていただき、母子保健に関するところにつきましては、後ほど担当係長から説明させていただきたいと思います。

それでは早速、具体的な説明に入っていきたいと思います。5ページの最初、品川部会長より子どもの居場所づくりについて御意見をいただきました。不登校のこどもたちの居場所の重要性を踏まえ、他のところと重なっても良いので、「子どもの居場所づくり」の項目に、不登校も盛り込んだ方が良い、という御意見をいただきました。また、関連して、谷渕委員からも、不登校の親子を支える御自身の活動についてお話をありました。

不登校につきましては、昨年10月末に国の調査結果が公表されましたが、令和5年度の状況としまして、全国の小・中学校で34万人が不登校となっており、過去最多となっている状況にあります。全てのこどもたちが安全安心に過ごすことができる多様な居場所づくりを推進していく際に、不登

校というのは非常に大きな社会的課題であるということを踏まえまして、計画の本文を修文することにいたしました。

資料の 18 ページを御覧ください。具体的にはこのように、「不登校」という形で文言を追加しております。またこの資料の見方ですが、朱書き部分につきましては前回お示しのとおり、現行計画から新たに追記など修正変更したところについては、朱書きにしております。かつ太字の朱書きにつきましては、前回の部会でお示ししたものからさらに変更した部分になります。

なお、不登校のこどもへの支援につきましては、こちらも非常に厚い資料の全体版の 85 ページに一つ項目を立てて、別途記載しているところであります。続きまして 5 ページに戻っていただきまして、井内副部会長から、保育の質の向上を図る研修のあり方について御意見をいただきました。

施設種別の垣根を超えて、幼児教育・保育の関係者が一同に集まり、団体と連携して研修を実施することで、参加者の増加や横の繋がりなども含めた効果的な研修を実施することができること、そして、こうしたことを視野に入れて、計画を策定していただきたいという御意見がありました。

資料の 12 ページを御覧ください。上段の部分ですが、教育・保育の関係団体と連携した研修につきましては、実務においては、これまで実施してきたところですが、地域全体で取り組むこと、地域全体で質の向上を図ることが大変重要であることから、計画本文の一部を修文いたしました。

続きましてまた戻っていただいて大変恐縮ですが、5 ページの放課後児童クラブへの支援についての御意見です。放課後児童クラブにつきましては、小学生の保育機能、そして放課後の受け皿の一つとして、放課後児童クラブがございますが、職員体制が脆弱であり、給与を含めた処遇面のことなど、様々な課題感がある、国の補助事業ではあるが、道としてもしっかり取り組んでほしい、という御意見がありました。

クラブにつきましては、国の取組に基づき、市町村と連携しながら、給与などの処遇改善や業務負担軽減等を含む各種取組を推進しており、受け皿整備の拡充と、利用児童の生活の安定に向けた取組を実施しているところです。

次期計画につきましても、資料の 18 ページから 19 ページに記載のとおり、新たに目標整備量を追記するなど、道としても、市町村の計画的な事業整備の促進や取組の支援を盛り込んでおります。放課後児童クラブにつきましては市町村事業ではありますけれども、その運営費については、国と都道府県と市町村がそれぞれ 1 / 3 ずつ負担しております。引き続き市町村と連携しながら、職員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取り組みを推進し、安定的な運営の確保に向けた支援に取り組んで参りたいと考えております。

また井内副部会長からは、子どもの居場所づくりについても御意見をいただきました。北海道は自然豊かな環境でありながら、公園や遊び場の確保に関する計画上の記載が少なく寂しい、「北海

道ならでは」というところで、関係部会にも伝えていただきたいというような御意見がございました。

自然環境など地域資源を生かした遊びや体験活動、居場所につきましては、子どもの多様な遊びや体験の一つとして重要であり、道計画では、子ども大綱を勘案して、全体版の 93 ページから 95 ページにある「⑩多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」として項目を立て、計画に盛り込んでおります。

公園や遊び場の整備等に限らず、各所管部署では、北海道の豊かな自然環境を生かしながら、それぞれ施策・環境整備を推進しております。地域や成育環境によって、自然体験を含む多様な体験ですとか、遊びの機会に格差が生じないように配慮して総合的に取り組んで参りたいと考えております。

続きまして、寺本委員の「不育症支援」そして吉委員と山田委員の「産後ケア体制の充実」につきましては後ほど母子保健担当係長より御説明させていただきます。

6 ページ目の吉委員の親子関係支援と 7 ページ目の谷渕委員の親子関係支援でございますが、それぞれ親子関係支援に関するところでございましたので、一体的に説明したいと思います。前回吉委員からは、家庭が抱える育児の不安や悩み、あるいは虐待に繋がりかねない状況を踏まえ、育児を親個人の力量に任せ、家庭の個別的な問題として捉えるのではなく、産後の体調のことや、子育ての方法などを伝えていくことや、地域の問題として捉え、支えていくことの必要性について御意見がありました。このことについては、産後の母子保健による関わりだけに留まらず、谷渕委員からは、学齢期の子どもを持つ家庭についても同様に、親子支援の必要性について御意見があったところです。

資料の 14 ページを御覧ください。子どもとの関わり方のなどを学ぶ機会の提供を含めた保護者支援につきましては、14 ページの下の方に記載をしておりますけれども、保護者支援の重要性を踏まえまして、具体的にこのようにお伝えするような形で修文をしております。なお、目標指標にもなっている親子関係形成支援事業については、市町村計画の積み上げで数を掲載しております。

この事業は、国の補助事業であり、国が要件を定めていますので、参考として、ここで、改めて御紹介させていただきます。

資料になりますが、31 ページを御覧ください。資料の 31 ページから 33 ページまでが親子関係形成支援事業に関する国の補助事業の資料になります。資料 32 ページ、33 ページが実際の事業の運用イメージになりますが、この事業は、講義、グループワーク、ロールプレイなどによる連続したプログラムを提供することで、親子関係の構築、改善などを図る支援となっております。適切にプログラムを提供できる方として、基本的には専門職の確保が必要になり、また、1 回につき 90 分から

120 分程度の講座を概ね5～8回、少なくとも4回以上の連続講座として行うことが求められています。こうしたことから、国が定める要件を満たす事業としての実施は少ない状況ではあります。各市町村では、母子保健活動や、各種の子育て支援サービスのなかで、類似的な取組を行っており、育児の不安や悩みに応じた相談対応や、こどもへの関わり方を学ぶ機会を提供するなどの親子支援を実施しています。道としましては、こうした取組を活かしながら、市町村への働き掛け等を行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、更なる体制の拡充を図って参りたいと考えております。

7ページになります。大森委員からは、認定こども園への移行・設置について、道内各市町村で対応が異なり、足並みが揃わない状況があるといった御意見をいただきました。認定こども園への移行・新設につきましては、市町村の考え方に基づき整備するものになりますが、既存園からの移行は、基準を満たす限り、認可・認定が行われるように対応することを基本とする取扱いが国から示されているところです。後ほど、目標指標のところで、認定こども園設置数が出てきますが、道では、計画策定にあたり、市町村を通じて、計画期間中の移行希望調査を実施しております。調査にあたっては、市町村と事業者が話し合い、調整するなど、必要な対応を依頼していますが、課題等があった場合には、市町村に助言するなど、計画策定までの間に必要な対応を行って参りたいと考えております。

続きまして8ページになります。山田委員から、地域子育て支援事業の運用に関する御意見がありました。このことにつきましては、地域におけるニーズに対応した事業の実施となるよう、引き続き、市町村と連携した取組を進めて参りたいと考えております。

また部会終了後、山田委員から、自然保育に関する御意見がありました。他県では、森のようちえんなど、自然保育を県が認証・認定する独自の制度を設けて、推進しているところがあることを踏まえ、本道の大自然と子どものふれあいの記載が、「〇公園、遊び場の確保」に留まっているのはもったいない、子どもが北海道の自然との触れ合うことを明記していただきたいという御意見がありました。先ほどの井内副部会長の対応状況と重複する部分がございますが、次期計画では、子ども・若者の全てのライフステージを通した施策の取組として、「⑩多様な遊びや体験、活躍できる環境づくり」に、公園や遊び場の整備等に限らず、本道の豊かな自然環境を活かした自然体験の提供や環境整備等の取組を盛り込んでおり、総合的に推進して参りたいと考えております。また、子どもが、本道の豊かな自然と触れ合う中で様々な体験をしていくことは、健やかな成長を支える上で重要であり、北海道幼児教育振興基本指針においても、自然体験活動の推進を位置付けております。道内の各施設では、国の指針や要領に基づき、それぞれの地域や施設の実情に応じて、周辺の自然環境を活かした活動や自然と関わる教育・保育を実践されております。各施設の主体的な取

組を尊重しながら、引き続き、推進して参りたいと考えております。また、参考として資料 35 ページ、36 ページに水産林務部の取組を活用した幼稚園、保育所等における自然保育の取組を御紹介させていただいておりますので、ぜひ御参照ください。

最後になりますが、二本松委員から「子どもの居場所づくり」について御意見をいただきました。子どもの居場所づくりに関する道の考え方や、方向性などについて、良いのではないかという御意見をいただきました。なお、二本松委員から感想として触れられておりました、子どもの権利の周知、擁護につきましては、後ほど、子ども基本条例の部分で、御説明させていただきたいと思います。引き続き、母子保健担当係長から御説明します。

○浅田係長 母子保健係長の浅田です。よろしくお願ひいたします。それでは資料の 6 ページを御覧ください。寺本委員からは、不育症の支援として、1 回でも流産された方は大変つらい思いをされており、サポートできる体制があるとよい旨の意見をいただいております。不育症の定義が「2 回以上の流産」となっておりますため、心身のケアに関する支援につきましては、次期計画に、子どもを亡くされた方への相談体制の充実などを明記し、取り組んで参ります。

また、今般、国から示された産後ケア事業ガイドラインでは、流産・死産を経験された方も対象とする考え方が新たに明記などされたところです。道では、次期計画にも産後ケア事業を含めた体制整備の推進について明記し、市町村と連携しながら、全ての妊婦に対する適切な支援に取り組んでいくこととしています。

次に吉委員からいただきました産後ケア体制の充実に関しまして、里帰り先の自治体でも産後ケアを受けられるような体制整備について御意見をいただきました。産後ケア事業につきましては、里帰り出産をされている産婦であっても、支援を必要とされている方がいることから、里帰り先の市町村でも、事業の対象者として対応することが可能となっております。対象者の考え方、捉え方につきましては、事業を実施する市町村に委ねられている状況ですが、今般、国から示された産後ケア事業のガイドラインでも、里帰り出産をされている方も対象とするという考え方が明記されているところです。

本資料 25 ページを参照していただきたいのですが、「○産後ケア体制の充実」にて、吉委員の意見も反映し、体制整備の推進について明記した形に修正しております。市町村と連携しながら、全ての産婦に対する適切な支援に取り組んで参りたいと考えております。

資料に戻りまして 7 ページ目になります。一番下山田委員からいただきました産後ケア体制の充実に関しまして、父親支援についても盛り込む必要があるのではないか、との意見をいただきました。資料 14 ページを御覧いただきたいのですけれども、保護者支援の重要性を考えまして、地域における子育て支援体制の充実の項目に、より具体的に記載させていただきました。

なお、家族形態の多様性や、家庭状況に応じた支援の必要性を踏まえ、父親も含めた支援として、一つ目の項目では、全ての子育て家庭、二つ目の項目では、子育て当事者として表現されておりますので、申し添えます。

資料に戻りまして、8ページです。山田委員からいただきました二つ目の意見になるんですけれども、産後ケア体制につきましては、その中身を広げ、例えば、保育士の関わりや家事支援なども考えても良いのではないかとの意見をいただきました。

産後ケア事業の実施に当たりましては、保健師、助産師、看護師のいずれか1名以上を配置することが定められていますが、こうした専門職に加えまして、保育士を配置する場合も、国の補助対象となって家庭・地域のニーズに応じて、保育士による支援を行うことが可能となっております。

家事支援につきましては、訪問支援員が家事育児に不安や負担を抱えた家庭に訪問して支援を行う「子育て世代訪問支援事業」があり、市町村では、これらの事業等を組み合わせながら、家庭のニーズ・状況に応じた支援に取り組むこととしております。以上で前回いただいた委員からの御意見と対応状況についての説明を終わります。

○品川部会長 説明ありがとうございました。前回の部会で委員の皆様から出されたことに対しての丁寧な御対応、それから、今までの内容に赤い部分等を追記したり強調になっていたりしています。今の修正、対応状況に対しての御質問があればお受けしたいと思いますがございますか。非常に多くの意見に一つ一つ丁寧に対応していただいたなと思います。山田委員、お願ひします。

○山田委員 御対応ありがとうございました。この前のこども・子育て支援部会でお話しできれば良かったんですけども、本道の自然とのふれあいということで追加意見を出させていただきました。あのとき、井内委員の御発言に同調して少しお話した気がするんですけども、それについて94ページたたき台の文章を今見させていただいて、「○公園遊び場の確保」ということで「北海道の豊かな自然環境を感じながら、こどもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備・維持に努めます」という文章にまとめられているんですけど、なんかちょっと足りないなと思っています。代替案がすぐ書ければよかったですけども、公園と遊び場の確保に留まってしまっているところに、例えば自然との触れ合いの機会、単なる公園、遊び場の確保だけではなくて、やっぱりその自然との触れ合いの機会の確保、昨日ちょうど大豆生田先生の研修を受けていたところだったんですけども、「はじめの100か月の育ちビジョン」、この前、話題になりましたけども、その中でもやっぱり自然体験とかの重要性みたいなことをすごくお話をされていましたが、その豊かな遊びと体験とか、そのあたりに準ずる言葉も少し盛り込んでいただいて、単なる社会性だと安全性だ

とか何か管理的なことばかりじゃなくて、そのこどもの心や体の成長発達に対しての提供というか、その辺も書き込んでいただけたらいいなと思いました。意見です。

○品川部会長 はい。事務局からお願ひします。

○曾我係長 はい、ありがとうございます。94 ページの「〇公園、遊び場の確保」につきましては、主に公園整備を中心に記載していますが、例えば 95 ページの「〇木育の推進」の所では、「木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育てる」ですとか、公園、遊び場の確保だけに関わらず、他の部分でも記載しているところです。93 ページの「⑩多様な遊びの体験、活躍できる機会づくり」の一つが、一つの大きな項目の中に自然体験を含めた多様な遊び場の確保ですとか、そういうことを盛り込んでおりますので、御参照いただければと考えております。この項目全体として自然大変について入れているということになります。あとは見出しのところでわかりにくいかもしれないですけれども、94 ページの「〇文化・スポーツ等に親しむ環境の整備」の中にも、自然環境を生かした形で、「多様な体験機会の場を提供する」という文言を入れております。以上です。

○品川部会長 計画が結構全体に記載されているので、順番に読んでいけば、山田委員がおっしゃっていることも上の方では触れられているのかなと思います。公園、遊び場のところだけ読むと違うかなと思いますが、前後合わせて読んでいただけたらいいなという事務局の考えですね。決して、道としてはそこを大事に思っていない訳ではない、ということで、あとはちょっと事務局の方に任せていたら、全体的に見たときに、もしかしたらそこがあったほうがいいねとなるかもしれません、結構終盤なものですから、全然触れていないのであれば触れた方がいいのかなと思うんですけども、ちゃんと考えられているなと思いました。あとは御意見ございますか。

それでは、続いて、説明事項の「2 個別計画の原案たたき台」について、事務局から御説明をお願いします。

○曾我係長 それでは、説明事項 2 に入ります。御意見を踏まえた修文については、先ほど一部を御説明しましたので、ここでは、事務局において、所要の見直しを行い、修文したものについて、御説明させていただきます。

まず、最初に、10 ページ「〇教育・保育を支える人材の確保」として、保育士等の必要見込み数について、保育人材係長から御説明します。

○八十島係長 保育人材係長の八十島と申します。よろしくお願ひいたします。

10 ページのところに、前回まで入っていなかった数字を入れております。28 ページには市町村計画の集計値を掲載していますが、この 5 年間の計画のほか、令和 6 年 4 月 1 日現在で、道で配置実態調査というのを行っておりまして、それと今後の伸び率を掛け算し、必要見込み量を算出しています。また、前回までは認定こども園と幼稚園と保育所を三つ分けて、それぞれ記載していました

が、これらの三職種を全体として一体的に捉え、今回、3行だったものを1行にまとめております。以上です。

○曾我係長 続きまして、12ページ 「○多様な保育サービスの提供」を御覧ください。こども誰でも通園制度につきましては、新たな子育て支援サービスの一つとして、今年度は試行的事業として全国で実施されているところです。来年度からは子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業として法定事業化して実施市町村数を拡大し、令和8年度からは新たな給付制度として実施されることとなっております。前回の部会では、こども誰でも通園制度に関する記載はありませんでしたが、制度の円滑な実施に向けて、市町村や保育事業者の皆さまとの連携を図りながら、地域の提供体制の整備を図っていく必要があることから、このような形で新たに一文を追記しております。

続きまして、19ページを御覧ください。18ページと19ページは、「○放課後児童の健全育成」になります。放課後児童対策については、待機児童の解消に向けた受け皿整備等を始めとする、各種取り組みをまとめた国の「放課後児童対策パッケージ」の施策として取り組みを進めることとしております。この中では、親の就労状況に関わらず、全ての子どもに安全安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体的な実施を推進するということが示されていることから、国の施策動向を反映した形として、このように修文しております。また、新たに、都道府県計画にも、年度ごとの量の見込みと目標事業量を盛り込むこととされたことから、昨年12月時点での市町村集計値としての暫定値ではありますが、表に数字を入れ込んでおります。

続きまして、母子保健担当係長から御説明します。

○浅田係長 資料23ページを御覧ください。「○プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等」につきまして、このタイトル自体はこども大綱からお借りしているところです。相談支援に対応する内容としまして、不妊専門相談センター、女性の健康サポートセンターについて記載していたところですが、他の箇所にも記載があるということから、両センターについては記載を割愛させていただきました。プレコンセプションケアについての具体的な取り組みについては、国でも検討中の部分もありますので、その検討内容を見ながら、道でも普及啓発活動を進めていきたいと考えています。なお、資料の34ページに、プレコンセプションケアの1枚の概要資料をつけておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして24ページになります。「○こども家庭センターの設置促進」につきましては、社会的養育推進部会でも審議されている箇所ですけれども、実際に取り組んでいる説明会ですか、研修会の開催について記載を追加させていただきました。

同じく 24 ページ下段になります、「○母子保健サービスの推進体制の整備」につきましては、読みやすくなるよう修文したもので、助言や自立支援を行うことについての趣旨に変更はないところです。

25 ページ、「○相談体制の整備」としては、一つ目の項目で、道立保健所の取組みについて記載しているところなんですかけれども、他に道単独での取り組みに加えて、民間団体との連携も実施しているため、その旨、二つ目の項目に追記させてもらいました。

「○産後ケア体制の充実」につきましては、先ほどお話した吉委員の意見を反映したものになります。

次に 26 ページを御覧ください。「○総合周産期母子医療センター等の整備」に関しましては、北海道医療計画と整合性を図るため、情報提供や相談体制の充実について追加させていただきました。

個別計画の原案たたき台の変更点につきましては、以上になります。

○品川部会長　はい。ありがとうございました。ただいま「個別計画の原案たたき台」について御説明いただきました。前回の部会で御意見が出たところが反映されて修文されたことと、事務局の方でわかりやすくという意味で修文されたところが赤字になって変わっているところでございます。これについて、何か御質問はないでしょうか。数字が入っているところは、前回の部会では数字がなかったところだけに、改めて見ますと、放課後児童のところなんかは本当に今増えているのだなと。保育所がそれだけ増えていますので、一時期の保育所の増加、待機児童の感じと似ているなど私は見ていましたけれども、その子達が小学校に上がったときにやはり過ごす場が、放課後児童の増加は、保育所に比べたら緩やかにしか増えていなかったので、そこを今回また国が新しい施策を出してきているということが書かれているのかなと思いましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次に移りたいと思います。

「教育・保育等の量の見込みと確保方策のとりまとめ」について事務局から御説明をお願いします。

○曾我係長　量の見込みと確保方策などにつきましては、前回、10 月 4 日時点の全道集計値を中間とりまとめとして報告させていただきましたが、再度、市町村調査を実施し、12 月 13 日時点の集計値として更新しましたので、改めて報告させていただきます。

資料の 28 ページを御覧ください。現在、市町村でも道と同様に、次期計画を検討している状況にあります。時期的にそろそろ数字は固まりつつありますが、各市町村の進捗状況は一律ではなくて、今後もまだ変動することから、今回もあくまで 12 月 13 日時点の暫定値として、報告させていただきます。なお、前回から、今回にかけて、数字としては若干増えていますが、傾向に変化はありません。

まず、最初に、教育・保育の量の見込みと確保方策についてであります。量の見込みにつきましては、少子化に伴い、幼稚園など、教育を必要とすることも、そして、保育所など、保育を必要とすることもの、いずれも、ニーズ量が減少しています。それに対する確保の状況について不足ありませんが、確保方策として、教育ニーズの受け皿が減少する一方、保育の受け皿は依然として増加傾向、微増傾向にあり、市町村では、引き続き、保育ニーズに対応するための計画が検討されている状況です。資料下段のピンク色部分には、「保育を必要とすることも（3号認定の1・2歳）」として数字を記載していますが、これは次期計画から1・2歳を分けて記載することになったため、現行計画の直近実績である5年度実績値とすぐに比較ができないため、わかりやすいように参考として、1・2歳をまとめた数字を掲載しています。その下の「保育を必要とすることも（2号認定及び3号認定）」についても、保育全体の受け皿の量を把握しやすいように、参考として黄色で掲載しています。なお、今回皆様に別途配付している市町村別一覧については、道が定める区域別一覧として、計画冊子の後ろに、別表として掲載するものになることから、今回、皆さんに配付しているものになります。計画本体に関わるものであることから今回皆様に暫定値ではありますけれども、区域別一覧として配付しております。

続きまして、29ページを御覧ください。認定こども園の設置数と地域・こども子育て支援事業についてであります。表の一番上にある認定こども園設置数について、次期計画期間では、前回27か所増という報告をしましたが、12月時点で43か所増の見込みとなっております。現行計画期間の5年間で、約180か所増加したことから、幼稚園、保育所から認定こども園への移行は、ピークを過ぎて、ある程度、落ち着いてきたのではないかと考えられるところです。地域子ども・子育て支援事業につきましては、既存事業・新規事業ともに、各事業量が着実に拡大している様子がみられます。

最後に30ページになります。放課後児童クラブについてであります。量の見込みに対する確保の状況は、数としては十分な状況となっています。しかしながら、依然として待機児童が発生している地域がございまして、地域ニーズの偏りがその発生要因の一つとなっているため、子育て家庭の就労希望状況ですか、地域特性などを踏まえながら適切に量を見込むことが必要と考えています。また、放課後児童クラブは、保育所の待機児童とは異なり、年度後半にかけて、登録児童や待機児童が減少する傾向がみられますが、待機児童の解消が難しい地域も一部ありますので、そういうところは、引き続き、受け皿整備等を推進する計画が検討されている状況となっております。現在のところ、か所数としては22か所の増で、地域によっては、施設整備を含む事業整備が必要なところもありますので、道としましても、引き続き、市町村の状況を丁寧に確認し、計画的な事業整備を支援して参りたいと考えております。

なお、今回、御報告したものについては、暫定値であることから、2月に再調査を実施して、最終値としてとりまとめを行い、道計画に掲載することを予定しております。説明は以上です。

○品川部会長 ありがとうございます。今回は数字の説明だったのでなかなかわかりにくいところもあるかと思うのですが、ただいま説明していただいた内容について質問はございませんでしょうか。教育・保育の量の見込みを見ると、少子化の影響が本当にはっきりと表れていて、令和11年になるとこんなに少なくなるのだなと思いました。北海道の場合、市町村で差があるので、非常にこれを予測するのはなかなか難しいと思いますし、地域の状況とか地域の産業とかに差があると思いますので、原則、あくまでも暫定値ということで。2月にもう一度、数字を出すということですが、いかがでしょうか。

○大森委員 認定こども園協会の大森です。幼児期の学校教育を希望することもですとか、3歳以上のこどもは増えていますかね。保育を必要とすることの数は少子化の中でもどんどん増えていますので、やっぱり受け皿、書いていますけれども、依然としてどんどん整備、必要なのかなと思います。ただ、ここでは、まだ触れない保育士職員の確保がやっぱり課題としてあります。北海道さんの方でもいろいろやられていると思いますけれども、引き続き、そちらも、民間も当然努力することもあるんですけども、北海道さんでもいろいろと御協力していただければなと思います。

○品川部会長 ありがとうございます。非常に大事だと思います。受け皿を作りましてもそこでお子さんを見ていく保育士、幼稚園教諭がいなければ、その人数までお預かりすることができないという非常に重要な事ですので、その点についてもぜひよろしくお願ひいたします。

それでは次に移りたいと思います。説明事項の「4 (仮称) 北海道こども計画（全体計画）原案たたき台」及び「5 (仮称) 北海道こども基本条例原案たたき台」について二つ併せて、事務局から説明をお願いします。

○曾我係長 それでは資料1-1 「(仮称) 北海道こども計画（素案）についての意見募集結果」を御覧ください。今回全体計画の原案のたたき台につきましては、概要のみ報告させていただきます。関連資料としましては、資料1-1から1-4まで、四つあります。

1-1がパブリックコメントの結果、1-2が、計画原案たたき台の概要、1-3が原案たたき台、1-4が素案から原案の変更点がわかる新旧対照表になります。時間の関係上、すべてを説明することが難しいため、昨年末に実施したパブリックコメントの結果概要をお知らせするとともに、原案の概要や、素案から原案でどのように変更したのかなどについて、手短に御報告したいと思います。

まず資料1-1を御覧ください。昨年の11月26日から12月25日までの1か月間、計画の素案についてパブリックコメントを実施しました。道民の皆様方から33件の御意見がございました。右

側につきましては、意見の概要、左側は意見に対する現時点の道の考え方を記載しております。一部調整中のものもありますので、現時点では未定稿となっておりますが、どのような意見があったのかということですとか、現時点の考え方というところで今回資料を提示させていただいております。子どもの権利、意見表明、社会参加などのほか、居場所づくりや、教育などについての御意見がありました。御意見への対応状況、反映状況につきましては、記載のとおりです。後ほど御参照ください。

続いて資料1－2、原案たたき台の概要になります。子ども基本法を根拠に、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、来年度から5年間を計画期間として、北海道子ども計画を策定することとしております。計画の目指す姿としては、「子どもまんなか社会の実現」としております。

「子どもまんなか社会」とは、子ども・若者が個人として尊重され、自分らしく、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であり、こうした社会の実現は、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられることにもつながるものとして、基本目標に掲げております。

また、ひいては、少子化や人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域で育て、地域の持続可能性を高めることにも繋がるものと考えております。

3番目の基本方針と主な施策については、計画の抜粋ではございますが、道では「子どもまんなか社会」の実現に向けて、今後5年間の計画で、子ども施策の目標や取り組みを定めまして、子どもや若者、そして子育て家庭への切れ目ない支援を総合的、計画的に実施していくこととしております。

資料1－3は全体版となっておりますが、非常に内容的にもボリュームがありますので、説明は割愛させていただきます。後ほど御参考ください。またこの部会も含め、それぞれ関係部会で御審議いただいた結果などを踏まえまして、この資料1－3を作成しております。全体版はそうした部会での審議状況も踏まえた上で、一体的にまとまっているものとして受け止めていただければと思います。

続きまして、資料1－4を御覧ください。こちらは素案から原案への修正状況をまとめたものになります。一番右の備考欄、修正理由を付記しております。平仄合わせのための文言修正が多々ありますが、一部パブリックコメントを踏まえた修正などもございます。後ほど御確認ください。計画に関する説明は以上になります。引き続いて、条例についての説明になります。

(2) (仮称) 北海道子ども基本条例の策定について

○浅田係長　条例につきまして資料2－1、パブリックコメントの結果の方から説明させていただきます。北海道こども基本条例につきましても、全体計画同様パブリックコメントを実施し、延べ371件の御意見をいただきました。

件数がかなり多いので、それぞれの意見につきましては資料2－1のとおりになっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。ここでは条例案について資料2－2で説明させていただきます。

制定の趣旨としましては、「こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に資するよう、こども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこども施策を総合的かつ計画的に推進する」といったものになっております。

次では、こどもまんなか社会の実現に向けて、令和5年4月にこども基本法が施行され、道におきましても、基本法が目指す子どもの権利擁護など基本理念を踏まえた新たな条例を制定したいと考えており、その施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

制定の内容につきましては、「総則、基本的施策、審議会」からなっており、「総則」では、「目的、基本理念、道の責務等」を定めています。「道の責務等」については、こども施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する業務責務の他、保護者や学校関係者、事業者、こども・子育て支援団体や道民の役割を定めています。

「基本的施策」では先に説明しました、北海道こども計画の策定ですか、こども・若者の意見を施策に反映させるため、意見聴取等の措置を講ずること、子どもの権利に係る道民への周知や情報について定めているところです。細かい条例案に関しましては資料2－3となっておりますので、後ほど確認していただければと思います。

最後に2－4になりますけれども、こちらが素案と新旧対照表になっております。一番右の方、備考欄に修正理由、文言修正が多いんですけれども、一部、部会員の意見による修正といったものを踏まえておりますので、参考にしていただければと思います。

最後に資料3を御覧ください。タイトルが「【報告事項】子どもの権利の周知・擁護について」という青い1枚ものの資料になっております。条例にも記載されております、子どもの権利の周知・擁護につきましては、こども施策部会や議会でも、その重要性について議論がされているところです。2番目に国の動きについて記載しておりますが、国におきましても、権利の周知として、小・中・高等学校のこどもや教員にわかりやすく伝える教育コンテンツを作成予定であるとともに、権利の擁護として、全国の自治体を対象に、相談救済機関の設置・運営状況の調査を行っているところです。これらを踏まえまして、3番に記載している道における今後の予定、今後の対応としま

して、子どもの権利の周知及び擁護に係る道のあり方などについて、子ども施策審議会において議論を継続し、適宜この部会での情報共有を行っていく予定です。条例の説明に関しては以上になります。

○品川部会長　はい、ありがとうございました。ただいま、全体計画の原案たき台と北海道こども基本条例の原案のたき台ということで、御説明いただきました。今の説明につきまして御質問等ございませんでしょうか。パブリックコメントもしっかり受け止めなければならないような意見が多かったように思います。

それでは質問がなければ、次の審議・報告事項に移りたいと思います。

(3) 保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について

○品川部会長　審議・報告事項「（3）保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について」、事務局から説明をお願いします。

○佐藤主任　保育人材係の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の資料A-4のものになります。タイトルが「保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について」説明させていただきます。現在、北海道においては保育士不足の状況が続いており、本来であれば、保育所を充足させることが理想ではありますが、保育士不足の解消には至っていないのが現状でございます。

資料の説明の前に、特例の概要について御説明いたします。保育士の配置については、年齢別に定めております配置基準により算定される保育士を配置する必要がありますが、一定の条件下において、保育士資格がない子育て支援員を保育士の代わりとして配置することが可能なものとなっております。本特例につきましては、道独自の制度ではなく、国通知に準拠しているものでございます。

令和元年12月に開催されました当部会において意見を頂戴しております、条例施行規則第13条第1項から第3項に定める「当分の間」について、道の「第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」が終了します令和6年度までとなっております。この本特例の活用も増加しております、またアンケートも踏まえ第5期子ども未来づくり北海道計画の期間と同様に、本特例を来年度、令和7年度から5年間、令和11年度まで継続することとしたいと考えております。

それではお手元の資料1ページを御覧ください。道の児童福祉施設の基準条例におきまして、保育従事者を常時保育所は最低2名配置しなければいけないという義務付けがされております。そして、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」及び「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則」におきまして、配置職員の各配置基準に係る特例を定めています。

この配置基準には三種類ございます。一つ目、朝や夕方の時間帯などに乳児が1人しかいないという場合であっても、認可基準では2名の保育士を配置しなければなりませんが、この特例によりまして、保育士1名と子育て支援員1名の2名体制でも可能とするものでございます。

二つ目としまして、保育士資格のない幼稚園教諭を、必要な保育士の3分の1を超えない範囲で保育士の代わりとして活用することを可能とするものです。

三つ目、保育所等を1日8時間以上開所していて認可基準以上必要である保育士を上回って配置する場合、子育て支援員を活用することができるものです。この例でいきましたら、本来15名必要ですが、それを上回って配置する必要がある場合に3分の1、最大5名の配置を可能とするものです。

お手元の資料、次のページをおめくりください。次に、本特例の適用要件について御説明いたします。適用要件につきましては、条例施行規則におきまして、知事が別に定める要件として整理されております。以下のア～エの全てに該当する保育所に対して本特例を適用することができます。本特例の要件としましては、「ア 施設型給付費等に係る「処遇改善等加算Ⅰ」及び「処遇改善等加算Ⅱ」を取得していること。公立保育所については、賃金水準が低下しないよう処遇改善に努めていること」が一つの要件となります。「イ 保育士と保育補助を担う子育て支援員との業務分担を明確にし、あらかじめ事業所の全ての職員に周知すること」、「ウ 保育士の雇用や就業継続、職場の勤務環境改善に取り組むこと」、「エ 子育て支援員に対する研修機会を確保していること」、以上の四つを適用要件としております。

次に、条例施行規則第13条第1項から第3項に定める「当分の間」につきましては、道の子ども未来づくり計画の期間に合わせており、今年度が最終年度となっております。次に、「各特例の適用条項」については、届出受理後における適用状況や勤務環境改善に向けた取り組みの状況については、監査等を通じて確認することとしております。次に、「市町村への情報提供」ということで、保育士確保の取り組みについては、保育所だけでなく、市町村も連携して対応する必要があることから、特例の届出があった場合は、各振興局から市町村へ情報提供することとしております。以上が適用要件の説明でございます。

ページをおめくりいただきまして、「特例の実施状況について」でございます。この表は令和元年度と令和6年度を比較したものです。本特例を実施している市町村は、自治体で7市町村増えております。保育所等におきましては16施設、また①朝夕の子どもが少数となる時間帯における特例としましては43名の増、②につきましては4名の増、③につきましては34名の増と、徐々にではありますか確実に増加している状況でございます。

ページ右になりますアンケート結果について御説明いたします。こちらにつきましては、本特例に関するアンケート結果を市町村、事業者、保育関係団体の三つに分けて表にしたものです。回答の選択肢としましては、「賛成」、「反対」、「意見なし・どちらでもよい」の3種類としております。まず上の表ですが、本特例について継続が必要か否かを聞いたものです。括弧書きについては「意見なし」と「賛成」を合わせたものです。例えば本特例について「継続が必要」とした場合、市町村 61%、これは賛成が 61%、括弧書きの 100%というのは、「賛成」と「意見なし・どちらでもよい」を合わせた数字となっております。事業者が賛成 72%、意見なしと合わせて 96%、保育関係団体 100%といった状況でございます。

次に質問表ですが、先ほど御説明しました適用要件について、継続が必要か否かを聞いたものでございます。市町村は意見なし、賛成あわせて 97%、事業者は合わせて 91%、保育関係団体に関しては 100%の結果となっております。

そして、アンケートの最後に自由意見の記述欄を設けて、一部抜粋ではございますが、この特例につきまして、「保育士を助けることができる人材の確保のために必要」、「地方における保育士不足解消に必要と思われるため」、「「保育士」不足の状況において、ある程度有効であると思う」等々、こういった意見をいただいております。

最後に北海道としての考え方を御説明させていただきます。北海道においては継続して保育士不足が課題となっております。特例の実施状況にも表れておりますとおり、特例を活用する自治体や園が増えており、子育て支援員として働く人数についても増加している状況でございます。また、アンケート結果についても、保育士不足という課題への対応策として、本特例の継続を望む声が多い結果となっています。このような状況から、保育の担い手の裾野を広げるとともに、子育て支援員が保育の現場で活躍する機会があることにより、保育士の勤務環境改善に繋がるため、本特例につきまして令和 7 年度から令和 11 年度まで延長したいと考えております。説明は以上になります。
○品川部会長 ありがとうございました。保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について御説明いただきました。既に現在の特例が令和 6 年度までなので、新たに令和 7 年度から令和 11 年度まで保育士の本特例を実施したいということでございます。拝見していますと、2 枚目、実施状況が明らかに増えているということで、前の審議会でもよく話題になっていました、地方では支援員とこの特例がなければ、保育所に預けられないんだと、そうすると子育てができる地域は、北海道では限られているよねという御意見があったのを記憶しております。市町村では大体 6 割前後ぐらいが「継続が必要」となっていて、事業者は大体 10% ぐらい多くなっていて、保育団体関係はほぼ 100% 必要となっています。何か御意見はありませんか。

○亀井委員 今、子育て支援員はなかなか函館の場合は進んでいないんです。おっしゃるとおり保育所は大変です。北海道全体で見ると今、品川部会長が言ったとおり、この制度がなければ進んでいかないという事実はあります。個人的にはもちろんこういった配置基準の特例は継続していっていただきたいんですけども、なかなか子育て支援員を募集しても、はいという形にはならない。どこかで子育て支援員について、資格はないけれども保育の仕事に就きたいという人に対して、もう少し情報と子育て支援員をやりやすい環境がやはり必要なんじゃないかと思います。もちろん調べればわかるんでしょうけどもやっぱり資格がなければ駄目だと思うんですけど。やっぱりそのあたりのことを少し何とかなれば支援員が増えていくんではないかと思います。以上です。

○品川部会長 ありがとうございます。本当に亀井委員のおっしゃったことが実態なんだろうなと思います。本来であれば、保育士、保育教諭が増えていることが一番いいわけですけど、なかなかそれが難しい現状で、できれば対処療法としてでも支援員に活躍いただいて、ただそこは質を確保していきつつ、個人的な希望では支援員の方に勉強していただいて、また保育士資格にチャレンジしていただいて、増えていくといいなということをいつも思っています。他に何か御意見よろしいでしょうか。

○菊地委員 今保育士さんが足りないという話もあったんですけども、小・中学校でも教員不足が如実に表れていて、学校も支援員さんがいないと手のかかるお子さんがたくさんいて困っている状況なんですけれども、保育士とか幼稚園教諭の資格は持っているけど、お仕事されていないという方がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、そういう方への呼びかけとか、あと労働条件によってもうちょっとこうだったら働けるよというような、そういうことの整理だとそんなことはできないのかなと思うのと、あと、今回この会議に出て、小学校教員も保育園で働くということを聞いて、いやいや、ぜひ小学校の方に来てほしいんだけど、と見てきたところではあるんですけども、労働条件によるのかなと思うんですが。感想です。以上です。

○品川部会長 ありがとうございました。学校と言ふことで貴重な御意見だと思います。こどもに関わる全ての仕事が人不足なんだなと思いますが、なんとかそこを工夫しながら、しっかりと質を高めていくということができたらいいなと思いました。他、いかがでしょうか。

(4) 保育所及び認定こども園の設置認可等について

事務局から8件の申請について説明し、承認される。

(その他)

○品川部会長 以上で全ての審議事項は終了しました。全体を通して、最後に御質問や確認したい点などはございませんか。

○山田委員 聞き漏らしたのかもしれないんですけど、資料3「子どもの権利の周知と擁護について」なんですかけれども、とても大事なことかなと思ってお聞きしていました。道議会の方で、救済機関を道として設置が必要ではないかと書かれているんですけども、何かその辺りが子ども施策部会の方では何も触れられていなくて、調査を11月から開始するということに留まっているんですけども、今回のことども計画にそのあたりは盛り込まれるのかどうか、とても大事なところだと思うのでぜひ道として進めていただきたいなという意見も含めて、その計画などをお聞きしたいと思います。

○品川部会長 はい、ありがとうございます。事務局から進捗状況について御説明お願ひいたします。

○森局長 この問題については、子ども施策部会、道議会でもたびたび議論をいただいているところでございます。条例についてのパブリックコメントを今回、300件を超える御意見をいただきましたけれども、そのうちの140件ぐらいがここに関する御意見でした。子ども達の置かれている環境が、虐待の件数やいじめ、自殺の問題など、深刻な状況がある中で、権利擁護はしかるべきという御意見をたくさんいただいております。ただこの資料で書かせていただいたとおり、国際基準としては様々な取組が国際的には始まっているところでございますけれども、残念ながら日本では「権利救済」の考え方、それからオンブズマン、コミッショナーなど、まだ定義がはっきりしていない中でやっと国もこの基本法ができたことで、調査を始めたという認識でございます。その中で、そういった国の方向性ですとか、もう先行して取り組まれている県あるいは道内の自治体でも、7市町で権利救済機関を設けているところもございます。そういったところもしっかり勉強をさせていただきながら、なにぶん広域な北海道ですので、子どもたちの声をしっかり聞いて、真の救済機関をどんなふうに作っていくのか、どうすれば効率的なのか、内容をしっかり検討していきたいということで今回につきましては、資料に書かせていただいたような、引き続き御審議していただくというようにまとめさせていただいています。子ども施策部会で御議論いただいた中で、まずそもそもが子どもの権利について、しっかり知っていただく、今日お集まりの皆様方もたくさん子ども達と関わっていただいていると思います。その中で当然、権利、保障、救済も考えていただいていると思いますけれども、その中でも残念ながら様々な問題が起きているということでございます。そして、日頃子どもに関わっていない方達の中には、なかなかその子どもの権利ですとか、意見表明を御理解いただけてない方もたくさんいらっしゃるでしょうし、子ども自身も自分たちが権利の主体であると、しっかり学んでいない事もあろうかと思います。私どもは、まずその点については、大至急進める必要があると思いますので、今回の条例計画には、そちらに取り組むということを書かせていただいております。

○品川部会長 よろしいでしょうか。

○山田委員 時代は待ったなしかなと思うので、5年後となると、その5年の間のことども達の権利はと思うので、早急にちゃんと計画を作つて進めていただきたいなと思いました。

○品川部会長 ありがとうございます。ほかにございますか。それでは事務局から何かありますか。

○堀井課長補佐 特にはございません。

○品川部会長 本日の審議会は以上とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

(閉会)

○堀井課長補佐 品川部会長、各委員の皆様、長時間の御審議大変お疲れ様でございました。また、本日は、今年度の最終部会でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、1年間にわたり、次期計画策定に向けた御審議等をいただき、改めて御礼申し上げます。大変ありがとうございました。今後、こども施策審議会・親会での御審議や、道議会への報告などに向けて、引き続き、取り組んで参りますが、計画策定及び条例制定の際には、改めて各委員の皆様にも送付させていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願いします。以上をもちまして、「令和6年度第3回北海道こども施策審議会こども・子育て支援部会」を終了させていただきます。

なお、本日お配りした資料のうち、「保育所及び認定こども園の設置認可等」に係る資料につきましては、認可の審査に関する非公開の資料でありますことから、お席の方に置いたままにしていただきますようお願いします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。以上でございます。